

令和3年度第3回
定期監査結果報告書

多治見市監査委員

監査結果

令和3年12月13日付け多監第102号-1により多治見市長に通知した監査について、次の通り決定する。

令和4年3月8日

多治見市監査委員 尾関 恵一

同 寺島 芳枝

第1 監査基準 多治見市監査基準に準拠

第2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の期日
令和4年2月14日及び2月15日

第4 監査の対象部署

- 1 建設部 : 道路河川課、用地課、建築住宅課、緑化公園課
- 2 都市計画部 : 都市政策課、開発指導課、市街地整備課
- 3 環境文化部 : 環境課、三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター文化スポーツ課、くらし人権課
- 4 経済部 : 産業観光課、企業誘致課、陶磁器意匠研究所

第5 監査の対象事務

令和3年3月1日から令和3年12月31日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第6 監査の実施内容

監査の対象部署からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的、合理的かつ経済的に実施されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象部署及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- 1 事業及び事務の執行状況説明書
- 2 予算重点施策説明書
- 3 負担金補助及び交付金明細書
- 4 委託料明細書
- 5 工事請負費明細書
- 6 支出命令書及び契約書等の関係書類（抽出分）

第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、意見書に記すべき要望事項は特になかった。